

大規模土地利用構想届出書（条例第88条第1項） 添付書類
（正本1部・縦覧用1部作成）

添 付 書 類		説 明
1	開発区域の区域図	都市計画図、区域を朱書き
2	開発区域の案内図	住宅地図、区域を朱書き
3	現況図	区域を朱書き
4	土地利用構想図	公図の写し、土地利用計画図、平面図、立面図、完成鳥かん図
5	開発区域及びその周辺の状況を示す写真	2方向以上とし、現況図へ撮影方向を記入
6	まちづくり基本計画との整合を検討した図書	下記参照
7	説明会の会場の案内図	駐車場・駐輪場等の有無及び場所等を記入
8	その他市長が必要と認める図書	

※届出書の正本には、押印をすること。縦覧用はコピー可

第2章 まちづくり基本計画

第5条 市長は、基本理念にのっとり、次に掲げる計画等を八潮市まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）として、市のまちづくりの基本にしなければならない。

- (1) 八潮市自治基本条例（平成22年条例第23号）第21条第1項に規定する総合計画
- (2) 法第18条の2第1項の規定に基づき定められた基本方針
- (3) 八潮市環境基本条例（平成19年条例第29号）第8条の規定に基づき定められた八潮市環境基本計画
- (4) 都市緑地法第4条第1項の規定に基づき定められた基本計画
- (5) 第39条に規定する八潮市景観まちづくり基本計画及び景観法第8条第1項の規定に基づき定められた景観計画
- (6) 第13条の規定に基づき定められた駅周辺まちづくり計画
- (7) 第17条の規定に基づき定められた産業・住環境共生まちづくり計画
- (8) 第20条の規定に基づき定められた推進地区まちづくり計画
- (9) 第21条の規定に基づき定められた地域まちづくり計画
- (10) 法第12条の4の規定に基づき定められた地区計画等
- (11) 建築基準法第69条の規定に基づき定められた建築協定
- (12) その他市のまちづくりの基本となる計画で、あらかじめ八潮市まちづくり・景観推進会議の意見を聴いて市長が指定したもの

2 市長は、まちづくり基本計画の内容を市民等及び開発事業者に周知するため、必要な措置を講じなければならない。